

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 規則
- 福島県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県病院局
- 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

## 規則

福島県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月六日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第十号

#### 福島県狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

福島県狂犬病予防法施行細則（昭和四十三年福島県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

#### 附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（食品生活衛生課）

### 福島県規則第十一号

#### 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の次に次の一条を加える。

（入居者の資格等）

**第二条の三** 条例第五条第二項第十号の規則で定める要件は、第十六条第一項第一号で定める収入額以下であつて、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 居住できる住宅が現に無い者

二 別表第一の不良住宅の項、設備の共用の項又は立ち退き要求の項に定める評点のいずれかに該当する者

第三条第三項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 誓約書（様式第一号の二）

第四条を削り、第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（入居及び駐車場使用の許可の通知）

**第五条** 知事は、条例第七条第三項若しくは第四項（条例第五十三条で準用する場合を含む。）、条例第八条第二項（条例第四十六条及び第五十三条で準用する場合を含む。）、条例第四十条第三項若しくは第四項の規定により県営住宅等への入居の許可をしたとき又は条例第五十六条第一項若しくは第二項の規定により駐車場の使用の許可をしたときは、その旨を当該許可に係る入居申込者又は駐車場使用申込者に通知するものとする。

第六条第一項に次の一号を加える。

九 収入が著しく低額である者であり、特に住宅に困窮しているために速やかな県営住宅等への入居が必要と認められる者であつて、第二条の三各号のいずれかに該当するもの

第九条を次のように改める。

（緊急連絡人）

**第九条** 県営住宅等への入居を許可された者は、入居者と連絡が取れないときその他県営住宅等の管理に支障が生じたときに緊急連絡先となる者（以下「緊急連絡人」という。）を確保しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める者については、この限りでない。

2 緊急連絡人は、原則として親族の中から二名を確保することとし、うち一名は県内に住所を有する者でなければならない。

3 県営住宅等の入居者は、緊急連絡人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該緊急連絡人を変更しなければならない。

一 死亡したとき。

二 住所又は居所が不明となったとき。

三 県内に住所を有する緊急連絡人がいなくなったとき。

四 その他緊急連絡人としての役割が果たせなくなったとき。

4 条例第十条第一項第二号（条例第四十六条、第五十三条及び第六十一条で準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、緊急連絡人になる旨の承諾書（様式第四号）とする。

- 5 県営住宅等の入居者は、第三項の規定による変更をするに当たっては、変更しようとする緊急連絡人について、知事に前項の承諾書を提出しなければならない。
- 6 県営住宅等の入居者は、前二項の承諾書の記載内容に変更が生じたときは、知事に緊急連絡人に係る記載事項変更届(様式第四号の二)を提出しなければならない。第十二条を削り、第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。  
(入居等の届出)
- 第十一条** 県営住宅等への入居又は駐車場の使用を許可された者が、県営住宅等に入居等をしたときは、条例第十条第三項(条例第四十六条、第五十三条及び第六十一条で準用する場合を含む。)の規定により知事が指定した入居日後二十日以内に、県営住宅等入居 開始届(様式第六号)を知事に提出しなければならない。
- 第十三条中「第十条第六項」を「第十条第五項」に改める。
- 第十五条第一項中「第八条第二項各号」を「第七条第二項各号」に改める。
- 第十六条第二項中「含む。」の下に「次項において同じ。」を、「の免除」の下に「(ただし、次項に規定するものを除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。
- 3 条例第十三条第二項の規定により県営住宅等の入居者の責めに帰することができない事由により住宅の一部が使用できなくなった場合の県営住宅等の家賃の一部の免除に係る基準は、別に定める。
- 4 県営住宅等の入居者は、条例第十三条第二項の住宅の一部が使用できなくなった場合において、同項の規定に基づき免除を受けようとするときは、知事にその旨を速やかに報告しなければならない。この場合において、当該報告は、第十九条の二第一項の破損箇所報告書(様式第十二号)により行うものとする。
- 第十七条に次の一項を加える。
- 3 前二項の規定にかかわらず、知事は、災害等により明らかに住宅が使用不能となっていると認められる場合又は前条第四項の報告を受けた場合において入居者の責めに帰することができない事由により住宅の一部が使用できなくなったと認められる場合には、前項の決定をし、その旨を申請者に通知するものとする。
- 第十九条の次に次の一条を加える。  
(修繕費用の負担)
- 第十九条の二** 条例第十六条第二項(条例第四十六条、第五十三条及び第六十一条で準用する場合を含む。)の報告は、破損箇所報告書(様式第十二号)により行わなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があったときは、内容を確認し、当該報告をした県営住宅等の入居者と修繕すべき内容、それを行う者、それに要する費用の負担者その他必要な事項について、協議するものとする。
- 3 条例第十六条第四項本文(条例第四十六條及び第五十三條で準用する場合を含む。)の規定による県営住宅等の入居者の負担とする修繕については、別に定める。
- 4 知事は、前項の県営住宅等の入居者の負担とする修繕について、福島県のウェブサ

- イト等において公表するとともに、条例第七条第三項及び第四項(条例第五十三条で準用する場合を含む。)、条例第八条第二項(条例第四十六条及び第五十三条で準用する場合を含む。)、条例第四十条第三項及び第四項並びに条例第五十六条第一項及び第二項の規定により県営住宅等への入居を許可した者に対して入居の前に説明した上で、県営住宅等の入居者の負担とする修繕についての同意書(様式第十二号の二)を求めるものとする。
- 第二十条第一項中「様式第十二号」を「様式第十三号」に改め、同条第二項中「様式第十三号」を「様式第十四号」に改める。
- 第二十一条第一項中「様式第十四号」を「様式第十五号」に改める。
- 第二十二条第一項中「様式第十五号」を「様式第十六号」に改める。
- 第二十三条中「様式第十六号」を「様式第十七号」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
(住宅に困窮しなくなった旨の届出)
- 第二十三条の二** 条例第十九条第三項、第四十四条第九項及び第四十七条第二項の規定による届出は、住宅等取得届(様式第十八号)により行わなければならない。
- 第二十四条第一項中「様式第十七号」を「様式第十九号」に改める。
- 第二十五条第一項中「様式第十八号」を「様式第二十号」に改める。
- 第二十六条第一項中「様式第十九号」を「様式第二十一号」に改める。
- 第二十七条中「様式第二十号」を「様式第二十二号」に改める。
- 第二十八条中「様式第二十一号」を「様式第二十三号」に改める。
- 第二十九条第一項中「様式第二十二号」を「様式第二十四号」に改める。
- 第三十条中「様式第二十三号」を「様式第二十五号」に改める。
- 第三十九条第一項中「様式第二十四号」を「様式第二十六号」に改める。
- 様式第一号の次に次の一様式を加える。

## 様式第1号の2 (第3条関係)

## 誓 約 書

年 月 日

福島県知事

下記の 県営住宅等への入居 駐 車 場 の 使 用 を許可されましたので、公営住宅法、福島県県営住宅等

条例及び福島県県営住宅等条例施行規則の規定を堅く守ります。

また、 県 営 住 宅 等 の 家 賃 駐 車 場 の 使 用 料 の支払その他の債務は、期日までに履行します。

おって、入居後に暴力団員等であることが判明した場合（その同居者が暴力団員等であることが判明した場合を含む。）又は入居後に暴力団員等となった場合（その同居者が暴力団員等となった場合を含む。）は、住宅等を明け渡すことに異議はありません。

記

県営住宅等の所在地				
県 営 住 宅 等 の 名 称		県営住宅	団地	棟 号室
駐 車 場 の 区 画 番 号		区画番号 号		
家 賃	月額	円（家賃は、変更することがある。）		
駐車場 使用料	月額	円（使用料は、変更することがある。）		
入 居 者	本 籍 地			
	現 住 所			
	氏 名	㊦	生年月日	
	勤 務 先 所 在 地			
	勤務先名称		勤務先 電話番号	

様式第四号を次のように改める。

## 様式第4号（第9条関係）

## 緊 急 連 絡 人 に な る 旨 の 承 諾 書

年 月 日

福島県知事

下記の入居者に係る緊急連絡人となることを承諾します。

なお、県又は指定管理者より連絡があった場合、次のことについて遵守します。

- 1 入居者と連絡が取れなくなったときは、速やかに所在を探します。
- 2 入居者がトラブルを生じさせたときは、速やかに対応します。
- 3 入居者が事故や事件に遭遇したときは、速やかに駆けつけます。

記

県営住宅等の所在地					
県営住宅等の名称		県営住宅 特別県営住宅 準県営住宅			
駐車場の区画番号		区画番号 号			
入居者	本籍地				
	現住所				
	氏名		生年月日		
	勤務先所在地				
	勤務先名称		勤務先電話番号		
緊急連絡人	本籍地				
	(フリガナ)現住所	-----			
	(フリガナ)氏名	----- 印	生年月日		
	自宅電話番号		入居者との関係	職業	
	勤務先所在地				
	勤務先名称		勤務先電話番号		

様式第四号の次に次の一様式を加える。

## 様式第4号の2 (第9条関係)

## 緊急連絡人に係る記載事項変更届

年 月 日

福島県知事

住所  
届出者  
氏名 ㊟

このたび、下記の 県営住宅等に入居 する際に提出した緊急連絡人になる旨の  
駐 車 場 を 使 用 承 諾 書 の 記 載 事 項 に 変 更 が 生 じ ま し た の で 、 下 記 の と お り 届 け 出 ます。

記

## 1 入居している県営住宅等の名称

県営住宅

特別県営住宅

団地

棟

号室

準県営住宅

## 2 使用している駐車場の名称

県営

団地駐車場

区画番号

号

## 3 変更の内容

変更前

変更後

備考 緊急連絡人を別の者に変更する場合は、承諾書（様式第5号）を提出すること。

様式第五号中「連帯保証人の連署する請書」を「緊急連絡人になる旨の承諾書」に改める。  
様式第六号を次のように改める。

様式第6号 (第11条関係)

県営住宅等入居 開始届  
駐 車 場 使 用

年 月 日

福島県知事

住所  
届出者  
氏名 (印)

このたび下記の 県営住宅等への入居 駐 車 場 の 使 用 を許可され、下記の日から 入居 使用 しました  
ので、届け出ます。

記

1 入居を許可された県営住宅等の名称  
県営住宅  
特別県営住宅 団地 棟 号室  
準県営住宅

2 使用を許可された駐車場の名称  
県営 団地駐車場 区画番号 号

3 入居指定日

年 月 日

4 県営住宅等への入居 駐 車 場 の 使 用 の開始日

年 月 日

様式第二十四号備考4中「田中」を「田中」に改め、同様式を様式第二十六号とし、様式第十八号から様式第二十三号までを二様式ずつ繰り下げ、様式第十七号を様式第十九号とし、同様式の前に次の一様式を加える。

## 様式第18号 (第23条の2 関係)

## 住 宅 等 取 得 届

年 月 日

福島県知事

住所  
届出者

氏名

㊦

下記により住宅に困窮しなくなりましたので、届け出ます。

## 記

## 1 入居している県営住宅等の名称

県営住宅  
特別県営住宅 団地 棟 号室  
準県営住宅

## 2 住宅に困窮しなくなった理由

- ・ 自宅を購入したため。
- ・ その他 ( )

## 3 住宅に困窮しなくなった時期

年 月 日から

様式第十六号中「3 不在となる期間の連絡先」を

「3 不在となる期間の連絡先  
4 不在となる理由  
備考 引き続き15日以上県営住

に改め、同様式を様式第十七

号とす。不在にする場合には、本様式により届け出ることを。」「  
号とし、様式第十一号から様式第十五号までを一様式ずつ繰り下げ、第十一号様式の次  
に次の二様式を加える。

## 様式第12号（第16条、第19条の2関係）

## 破 損 箇 所 報 告 書

年 月 日

福島県知事

住所  
報告者  
氏名

私が入居している下記の住戸内において、下記のとおり破損等が認められますので、報告します。

## 記

- 1 入居している県営住宅等の名称  
県営住宅  
特別県営住宅 団地 棟 号室  
準県営住宅
- 2 破損した建物・設備の状況
- 3 破損を発見した日時
- 4 破損に至った経過

(指定管理者使用欄)

修繕義務者	県・入居者
修繕発注日	
発注先業者名	
修繕完了日	

## 様式第12号の2 (第19条の2 関係)

## 県営住宅等の入居者の負担とする修繕についての同意書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

印

このたび、下記の県営住宅等の入居を許可されましたが、住宅の修繕については、下記の内容を十分に理解した上で、退去時や住宅明け渡し時の原状回復に当たっては、下記に示された部分の修繕について入居者の負担とすることに同意いたします。

## 記

- 1 入居を許可された県営住宅等の名称  
県営住宅  
特別県営住宅                      団地                      棟                      号室  
準県営住宅
- 2 県営住宅等の入居者の負担とする修繕部分を決定するに当たっての背景
  - ・ 入居者が通常負担すべき修繕は、入居者の故意・過失、善管注意義務違反その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等である。
  - ・ ただし、県営住宅は、特に低廉な家賃設定をしていることから、民間企業が通常行っている減価償却費や修繕費等の家賃への転嫁ができないこと。
  - ・ また、家賃の設定に当たっては、建設時からの経過年数に応じて算出される係数により建物減価分が毎年減額されているため、通常の住宅使用による自然減価分が毎月の家賃に含まれていないこと。
  - ・ 以上のことから、維持管理に必要な経費が家賃により回収できないため、退去時や住宅明け渡し時の原状回復に当たっては、一部の通常損耗や経年劣化を含む修繕について入居者の負担となるもの。
- 3 県営住宅等の入居者の負担とする修繕部分  
別紙一覧表のとおり。加えて、入居者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等を生じさせた箇所。

## 附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に現に福島県営住宅等条例の一部を改正する条例（令和元年福島県条例第六十三号）による改正前の福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号。以下「旧条例」という。）第七條第三項若しくは第四項（第五十三條で準用する場合を含む。）、第八條第二項（第五十三條で準用する場合を含む。）、又は第四十條第三項若しくは第四項の許可を受けている者に係る改正前の福島県営住宅等条例施行規則第九條及び第十二條の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 前項の許可を受けている者に係る旧条例第九條第一項の連帯保証人が施行日後に同條第三項各号のいずれかに該当することとなつたときは、前項の規定にかかわらず、改正後の福島県営住宅等条例施行規則第九條の緊急連絡人に係る規定を適用する。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の福島県営住宅等条例施行規則の相当規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(建築住宅課)

## 福島県病院局

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月6日

福島県病院事業管理者 阿 部 正文

## 福島県病院局管理規程第1号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第30條を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等）

**第30條** 条例第2條第1項の会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関しては、本条で定めるもの及び管理者が別に定めるものを除くほか、知事の事務部に勤務する会計年度任用職員の例による。

2 報酬又は給料の適用範囲の区分及び基準は、別表第9に掲げるとおりとする。

3 労働基準法第39條第7項の規定に基づく年次有給休暇の時季指定に関する取扱いについては、第2條第2項の規定を準用する。

4 条例第19條第3項の管理者が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 任期が6月未満の者（任期が6月以上の者とみなされる者を除く。）

(2) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者

(3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が別に定める者

第31條の見出し中「非常勤職員」を「特別職の非常勤職員」に改め、同條第1項中「常勤職員以外の病院事業職員（短時間勤務職員及び前條に規定する病院事業職員を除く。）」を「特別職の非常勤職員」に、「非常勤の職員」を「特別職の非常勤職員」に改め、同條第2項中「病院事業職員」を「特別職の非常勤職員」に改める。

第32條第1項中「別表第9」を「別表第10」に、「別表第10」を「別表第11」に改め、同條第2項中「別表第10の2」を「別表第11の2」に改める。

別表第10の2を別表第11の2とし、別表第10を別表第11とし、別表第9を別表第10と

し、別表第8の3の次に次の一表を加える。

**別表第9**（第30条関係）

区 分	給 料 月 額 の 上 限
病院行政職給料表が適用される職員と類似する職務に従事する会計年度任用職員	別表第1 病院行政職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額
病院医療職給料表(1)が適用される職員と類似する職務に従事する会計年度任用職員	別表第2 病院医療職給料表ア病院医療職給料表(1)に定める1級における最高の号給の給料月額
病院医療職給料表(2)が適用される職員と類似する職務に従事する会計年度任用職員	別表第2 病院医療職給料表イ病院医療職給料表(2)に定める2級における最高の号給の給料月額
病院医療職給料表(3)が適用される職員と類似する職務に従事する会計年度任用職員	別表第2 病院医療職給料表ウ病院医療職給料表(3)に定める2級における最高の号給の給料月額

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(病院経営課)